

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（振興計画の認定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定により同項の申請書一通及びその写し一通並びに振興計画の認定の申請に係る添付書類二部を受理したときは、速やかに、これらを申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する経済産業局長に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、同項の振興計画に対し意見を付すことができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定により第一項の申請書の写しの送付を受けたときは、同項の振興計画に対する意見を記載した書面を前項に規定する経済産業局長に送付することができる。</p>	<p>（振興計画の認定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定により同項の申請書一通及びその写し一通並びに振興計画の認定の申請に係る添付書類二部を受理したときは、速やかに、同項の振興計画に対する意見を付して、これらを申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する経済産業局長に送付するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定により第一項の申請書の写しの送付を受けたときは、速やかに、同項の振興計画に対する意見を記載した書面を前項に規定する経済産業局長に送付するものとする。</p>